



2025 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 愛知時計電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 國島 賢治
(コード番号:7723 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 上席執行役員 管理本部長 丸山 寛
(TEL. 052-661-5151)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 15 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 19,300 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,194 円
(4) 処分総額	42,344,200 円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を除く。） 4 名 12,700 株 当社専任執行役員 11 名 6,600 株
(6) その他	該当事項はありません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2022 年 6 月 24 日開催の第 99 回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬を年額 50 百万円以内とすること、対象取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年 50,000 株以内とすること等について、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、対象取締役に対して、第 102 回定時株主総会から 2026 年 6 月開催予定の当社第 103 回定時株主総会終結の時までの期間に係る譲渡制限付株式の割当てのための報酬として、対象取締役 4 名に対し、金銭報酬債権合計 27,863,800 円を支給することを決議いたしました。また、対象専任執行役員に対して、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に係る譲渡制限付株式の割当てのための報酬として、対象専任執行役員 11 名（以下、対象取締役と合わせて「割当対象者」という。）に対し、金銭債権 14,480,400 円（以下、金銭報酬債権と合わせて「本金銭報酬債権等」という。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、割当対象者 15 名が本金銭報酬債権等の全部を現物出資財産として給付することにより、譲渡制限付株式として当社の普通株式合計 19,300 株（以下、「本割当株式」という。）を処分することを決議いたしました。

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を本割当株式の払込期日（以下、「本払込期日」という。）から当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位からも退任若しくは退職する日又は本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間としております。

＜株式割当契約の概要＞

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、本払込期日から当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位からも退任若しくは退職する日又は本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間、割当対象者が取締役の場合は、本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間に係る報酬として、割当対象者が専任執行役員の場合は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に係る報酬として割当てる譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が取締役の場合は、本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、割当対象者が専任執行役員の場合は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間、継続して、当社の取締役、監査役または執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、割当対象者が取締役の場合は、本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに（割当対象者が専任執行役員の場合は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに）、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任又は退職した日を含む月まで（割当対象者が専任執行役員の場合は、2025 年 4 月から対象専任執行役員が退任又は退職した日を含む月まで）の月数を 12 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数に乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

割当対象者が、本譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、割当対象者が取締役の場合、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする。）に、割当対象者が専任執行役員の場合、2025 年 4 月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする。）に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数に乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式の全部について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025 年 6 月 24 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,194 円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上